

# 新潟県中央児童相談所一時保護所第三者評価報告書（令和4年度）

## 1 目的

令和元年に改正された児童福祉法において、「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定され、新潟県においても、児童相談所に配置する専門職の増員、一時保護所の増改築等の機能強化が推進されているところであるが、更なる業務の質の向上を図るため、一時保護所における第三者評価を行うこととされた。

一時保護所は、虐待や家庭環境上の問題等の様々な理由により、一時的に保護した子どもに対して、安全で安心できる生活の場を確保するとともに、子どもの心身の状況等を把握する施設であり、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。常に子どもの権利擁護に留意し、一人一人の子どもに応じた適切な支援を行うため、一時保護所の運営等に対する外部評価を通じて、子どもの立場に立った保護や支援の質の確保・向上を図ることを目的とする。

本年度は、新潟県中央児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営等について評価を行った。

## 2 評価者

新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会委員により構成する（五十音順、敬称略、◎は部会長）。

猪俣 清子（新潟県保育連盟 常任理事）

坂本 敏市（新潟県民生委員児童委員協議会 副会長）※令和5年1月まで

佐藤 勇（よいこの小児科さとう 医師）

土屋 俊幸（新潟合同法律事務所 弁護士）

◎丸田 秋男（新潟医療福祉大学社会福祉学部 教授）

## 3 対象施設

新潟県中央児童相談所一時保護所（初回受審）

## 4 評価委員が訪問調査した日

令和4年11月22日（火）

## 5 評価方法

新潟県中央児童相談所による自己評価、一時保護所入所児童に対するアンケート調査、評価委員による訪問調査及びヒアリングの結果を総合し、評価結果を取りまとめた。

## 6 評価項目と評価基準

評価項目は、(1)子ども本位の養育・支援、(2)一時保護の環境及び体制整備、(3)一時保護所の運営、(4)一時保護所における子どもへのケア・アセスメント、(5)一時保護の開始及び解除の5領域について、それぞれ中項目・小項目ごとに評価を行った。各領域の中項目及び小項目は、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究)を参考としている。

また、判断基準は次のとおりとした。

a: 十分な取組がみられる状態

b: 概ね必要な取組がみられるが、さらに工夫の余地がある状態

c: 取組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

## 7 領域ごとの評価

### (1) 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障	評価
(1) 権利保障	a
(2) 子どもに対する説明・合意	b
(3) 外出、面会等に関する制限	a
(4) 被措置児童等虐待防止	b
(5) 子ども同士の暴力等の防止	a
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮	a
2 養育・支援の基本	
(1) 子どもとの関わり	
① 安全感・安心感を与えるケア	a
② エンパワメントにつながるケア	a

子どもの権利保障については、一時保護の理由や目的を個別に説明・確認し、生活の仕方や決まりごとを居室やホールに掲示するとともに「気持ちを伝えるシート」やアンケートを活用して、子どもが意見等を言いやすい工夫をしており、意見等があった場合には子どもの気持ちに添って丁寧に話を聴くなど適切に対応されている。引き続き、子どもの権利保障や意見表明しやすい雰囲気づくりのための取組について努力されたい。

一方で、保護者との調整等により一時保護期間の見通しが明確に定められない等の事情はあるが、入所児童へのアンケートにおいて、入所期間の見通しについて「よくわからない」と回答している子どもが一定数確認されることから、一時保護の現状や見通しについて、個々の状況に応じて子どもが理解できるような工夫を図る必要がある。

子どもの権利擁護及び被措置児童等虐待の防止の観点から、職員の資質向上に向けた取組を継続するとともに、改正児童福祉法(令和6年4月施行)を見据え、子どもの意見が適切に表明されるような仕組みや環境の構築が望まれる。また、子どもへの言動に関して、業務引継ぎや業務終了時の機会を活用するなど、職員が相互に点検・確認し合う取組を継続されたい。

## (2) 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備	評価
(1) 設備運営基準の遵守	a
(2) 個別性の尊重	a
(3) 生活環境の整備	b
2 適切な職員体制	
(1) 設備運営基準の遵守	b
(2) 職員の適正配置	b
(3) 情報管理	a
(4) 職員の専門性の向上	
① 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組	b
② 職員間での情報共有・引継	a
(5) 児童福祉司との連携	a

現在の一時保護所は、旧保育専門学院の校舎を改築整備し、平成7年から使用されているものである。居室や談話室、浴室等は限られた環境にあるものの、常に清潔さを保ち、ホールにはテレビや本棚等を設置して、子どもがくつろいで過ごせるよう配慮されている。一方、既存施設を改修利用していること等から、一時的な生活環境とはいえ、居室等の雰囲気は殺風景な印象を受け、家庭的な生活環境に欠ける点がある。必ずしも自ら望んで入所しているわけではない子どもに対して、柔らかい雰囲気が提供できるような工夫や環境改善が望まれる。職員体制については、夜間や休日の電話対応等により、幼児のケアや個別ケアを必要とする子どもがいるときに、職員が手薄になる場合がみられる。

これらについては、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により新たに策定される一時保護所の設備・運営基準を見据え、一時保護所の環境及び体制整備を検討していくことが望ましい。

職員の専門性の維持・向上においては、令和3年度から「児童相談所職員人材育成基本方針」に基づく OFF-JT や OJT による育成に取り組まれており、体系的な人材育成が図られている。これらの取組が形骸化することのないよう、着実な実施が望まれるが、会計年度任用職員も含めた職員の資質向上にも留意されたい。また、令和4年度より新たな専門職として保健師が配置されていることから、幅広い見識が活かされることが期待される。

情報の管理・共有においては、電子化が進められている状況にはあるが、更なるデジタル化を推進することにより、業務の効率化や職員の業務負担軽減を図り、入所児童への支援を充実されたい。

## (3) 一時保護所の運営

1 一時保護の目的	評価
(1) 一時保護の目的	a
2 運営計画等の策定	
(1) 事業計画の策定や目標設定	a
3 一時保護の在り方	
(1) 緊急保護	a

4 保護の内容		
	(1) 生活面のケア	a
	(2) レクリエーション	a
	(3) 食事	b
	(4) 衣類	a
	(5) 睡眠	a
	(6) 健康管理	a
	(7) 学習支援	a
	(8) 保育	b
5 特別なケア		
	(1) 性的問題	a
	(2) 問題行動	a
	(3) 無断外出	a
	(4) 触法少年	a
	(5) その他（障害児・健康上の要配慮児の受入）	a
6 安全対策		
	(1) 無断外出防止	a
	(2) 災害時対策	a
	(3) 感染症対策	b
7 質の維持・向上		
	(1) 質の維持・向上	
	① 基本的な対応指針や手順	a
	② 質の向上を行うための仕組み	b

生活面のケア及び活動の工夫は、体育館やプレイルーム、屋外での活動を積極的に取り入れ、一時保護所での生活が閉鎖的にならないように工夫されている。また、食事の提供は、三食ともに適切な時間と温度での提供や子どもの状況に応じた食事内容の調整、季節感のある献立等に留意し、子どもが楽しみにしている食事の満足度を高めるよう努めている。一方、入所児童へのアンケートにおいて、「食事はおいしいですか」の問いに対し、8割以上が肯定的に評価しているものの、「食事の時間は楽しいですか」の問いに対しては、4割程度が否定的に評価していることから、食事を楽しめるような工夫を図る取組を検討されたい。

学習支援においては、学習進度調査を行うなど、子どもの学力や得意・不得意を把握するとともに、学習指導協力員の協力を得ながら、個々のニーズに即した学習支援に努めている。入所児童の在籍校との連携にも取り組まれているが、子どもの学習権を尊重する観点から、引続き在籍校との連携強化を図られたい。また、保育の質を確保する観点から、子どもの年齢や発達段階に応じた保育が提供できるよう、保育士の採用等の対応の工夫が求められる。

なお、感染症対策においては、浴室が男女共用1室であり、完全なゾーニングが難しいという課題を抱えていることから、感染症発生時の日課等の工夫に配慮しつつ、感染症対策の観点からも浴室等の環境整備を検討する必要がある。また、入所児童の健康観察、感染症対策、保健指導等において、保健師が配置されたことによる取組の強化が期待される。

一時保護所における支援の質の維持・向上については、自己評価により確認された課題の解決に向けた具体的な取組とそのプロセスを明確化することが望ましい。

中央児童相談所においては、令和元年度から自己評価の実施による質の維持・向上に取り組まれているところであるが、外部評価を継続するとともに、PDCAサイクルによる課題解決に向けた取組及び進行管理が求められる。

**(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント**

1 アセスメントの実施	評価
(1) 一時保護開始時	a
2 援助方針策定・個別ケア	
(1) 援助方針策定・個別ケア	a
3 子どもの観察	
(1) 子どもの観察	a
(2) 観察会議等の実施	a

保護開始時に当たっては、子どもの家庭や心身の状況等のアセスメントに基づき、全ての生活場面で子どもと直接関わりながら複数の職員の視点による行動観察を行い、その結果を児童福祉司及び児童心理司と共有し、子どもの援助方針に反映させている。

今後については、観察会議の定期開催を通じて、行動観察によるアセスメントが子どもの援助指針に確実に反映できる体制を確保することが望ましい。

**(5) 一時保護の開始及び解除**

1 開始手続き	評価
(1) 一時保護開始に関わる支援	a
(2) 子どもの所持物	a
2 解除手続き	
(1) 子どもの所持物	a

一時保護開始手続き及び解除手続きについては、児童福祉司や児童心理司等との連携が図られ、適切に実施されている。

一時保護解除後に施設入所や里親委託となる場合等、一時保護所における行動観察に基づくアセスメントは、その後の子どもの支援において重要な情報となることから、確実かつ適切に関係機関と情報共有されるよう、引続き児童相談所内及び関係機関との連携を図られたい。

**8 総合的評価**

評価委員による訪問調査を通じて、一時保護所における子どもの表情や態度、子どもへの職員の関わりの実際等を直接確認し、子どもが安全感・安心感を持てるケアが確保されていることが確認できた。

ヒアリングを通じて、(1)子ども本位の養育・支援、(2)一時保護の環境及び体制整備、(3)一時保護所の運営、(4)一時保護所における子どもへのケア・アセスメント、(5)一時保護の開始及び解除の5領域について調査したところ、概ね適切に運営されていると評価できる。

児童相談所及び一時保護所は、約70年にわたり県立福祉施設や相談機関、本庁等において専門性を確立・維持してきている福祉行政（専門）職によって運営されており、

子どもの意見の尊重や、保護開始時の適切なアセスメント、多角的視点からの子どもの観察、生活面のケア等は、高い専門性に裏付けられた取組となっている。

一方、一時保護所は、旧保育専門学院の校舎を改築整備し、平成7年から使用されているものであり、居室が狭小であったり家庭的な雰囲気欠ける点がある。評価委員からは「子どもが望んでいる環境なのか」という意見があるなど生活環境面では課題が多く、令和6年4月の改正児童福祉法の施行（一時保護所の設備・運営基準の策定）を見据えた環境改善及び運営面の工夫について検討していく必要がある。

一時保護所に入所する子どもへの支援にあたっては、時代の変化とともに複雑化多様化しており、職員に求められる専門性も高度になっているといえる。今後に向けては、「新潟県福祉行政職人材育成プログラム」及び「新潟県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づく「児童指導員新任研修」を効果的に実施し、日常業務における現任訓練とスーパービジョン等を通じて、PDCAサイクルを活用した職員の「質」の向上を図っていくこと。また、第三者評価の受審に当たっては、自己評価により確認された課題について、外部評価を通じて課題解決に向けた具体的な取組とそのプロセスを明確化し、子どもへの支援の「質」を確保・向上することが求められる。

新潟県中央児童相談所一時保護所における第三者評価は、本年度が初回の実施であったが、今後も外部評価が定期的実施されることにより、一時保護所に求められる役割を再確認するとともに、子どもの立場に立った保護や支援の質の確保・向上が図られ、入所児童への支援がより一層充実されていくことを期待したい。

## 入所児童アンケート調査の結果

### 【実施概要】

- 実施期間            令和4年9月28日から10月24日
- 実施者             新潟県福祉保健部子ども家庭課
- 実施児童数        入所児童15名（実施期間に入所中の学齢時）
- 実施方法           無記名の自記式アンケート

問：ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
14	1	0	15

問：あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
13	0	2	15

問：ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、職員の人から話をされましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
6	4	5	15

問：あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

聞いて もらえた	まあ聞いて もらえた	あまり聞いて もらえなかった	聞いてもらえ なかった	合計
10	4	1	0	15

問：この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない	合計
11	0	4	15

問：ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	回答なし	合計
10	1	3	0	1	15

問：自由に過ごせる時間は多いですか。

多い	まあ多い	あまり多くない	多くない	合計
7	6	2	0	15

問：自由に楽しいことはありますか。それは何ですか。

ある	ない	回答なし	合計
10	3	2	15

問：外出、面会、手紙などはできていますか。（複数回答あり）

外出の希望は聞いてもらえる	1
面会の希望は聞いてもらえる	4
手紙の希望は聞いてもらえる	2
どれも希望は聞いてもらえない	0
希望したことがない	10
合計	17

問：ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。

今まで通っていた学校に通っている	今まで通っていた学校と違う学校に通っている	通ってない	回答なし	合計
0	0	13	2	15

問：ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	回答なし	合計
0	3	3	7	2	15

問：学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	回答なし	合計
9	5	0	0	1	15

問：食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	回答なし	合計
10	3	1	0	1	15

問：食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	回答なし	合計
4	4	3	3	1	15

問：ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

それはどんなことですか。

嫌なことや困っていることがある	ない	回答なし	合計
6	8	1	15

問：不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	回答なし	合計
9	2	3	1	15

問：ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

うれしかったことがある	ない	回答なし	合計
6	6	3	15